

グラフで見る 東京の労働安全衛生

平成25年



東京労働局 労働基準部

ホームページ <http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

はじめに

平成25年度は第12次東京労働局労働災害防止計画（平成25年度～29年度）の初年度です。平成22年以降、3年連続増加した労働災害の減少に向け、“Safe Work TOKYO” をキャッチフレーズとして、「安全・安心な首都東京の実現」に向け「官民一体」となった取組を推進することとしております。

【基本目標】

- ①死亡災害 …… 過去最少の53人を下回る
- ②休業4日以上¹の死傷災害 …… 8,000人を下回る

【小目標】

- ①建設業における死亡災害 …… 過去最少の20人を下回る
- ②行動災害による死傷災害 …… 死傷災害全体に占める割合の減少
- ③第三次産業における取組 …… 重点対象業種のすべての事業場における経営トップによる安全衛生方針の表明
- ④メンタルヘルスへの取組 …… 安全衛生管理体制の構築が必要なすべての事業場で対策に取り組む
- ⑤熱中症による死傷災害 …… 計画期間中の合計値を第11次労働災害防止計画期間中と比較して20%以上減少

目次 CONTENTS

	はじめに	
1	労働災害による死傷者数の推移(休業4日以上)	2
2	業種別死亡災害発生状況の推移 - 死亡災害の約32%は建設業で発生、第三次産業も高い割合を占める -	3
3	事故の型別死亡災害発生状況の推移 - 「墜落、転落」がトッパー	4
4	業種別死傷災害発生状況の推移 - 第三次産業の発生件数がトッパー	5
5	業種別・事故の型別・起因物別死傷災害発生状況 - 業種によって異なる死傷災害のパターン -	6
6	事故の型別死傷災害発生状況の推移 - 依然として多い「転倒」、「墜落、転落」 -	8
7	第三次産業における死傷災害発生状況	9
8	第三次産業における業種別・事故の型別死傷災害発生状況 - 転倒災害の多い第三次産業 -	10
9	建設業における過去5年間の死亡災害発生状況	11
10	事業場規模別度数率・死傷者数の比較 - 中小企業で高い労働災害発生率 -	13
11	平成24年死亡災害事例（抜粋）	14
12	過去5年間の項目別有所見率等の推移 - 有所見率が半数を超えている定期健康診断 -	16
13	業務上疾病発生状況の推移 - 増加傾向の業務上疾病 -	17
14	脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数の推移	20
15	東京の労働衛生関係災害発生事例（平成24年）	22
16	東京都地域産業保健センターと東京産業保健推進センター、メンタルヘルス対策支援センター	23

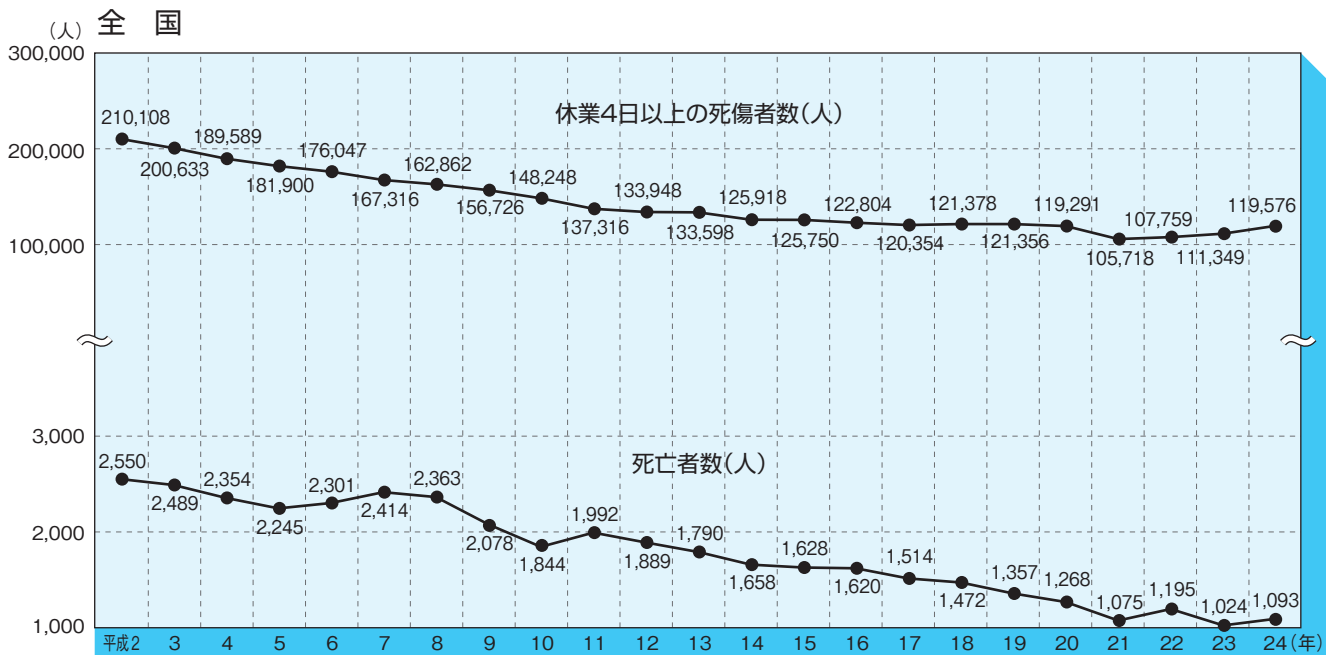
1

労働災害による死傷者数の推移 (休業4日以上)

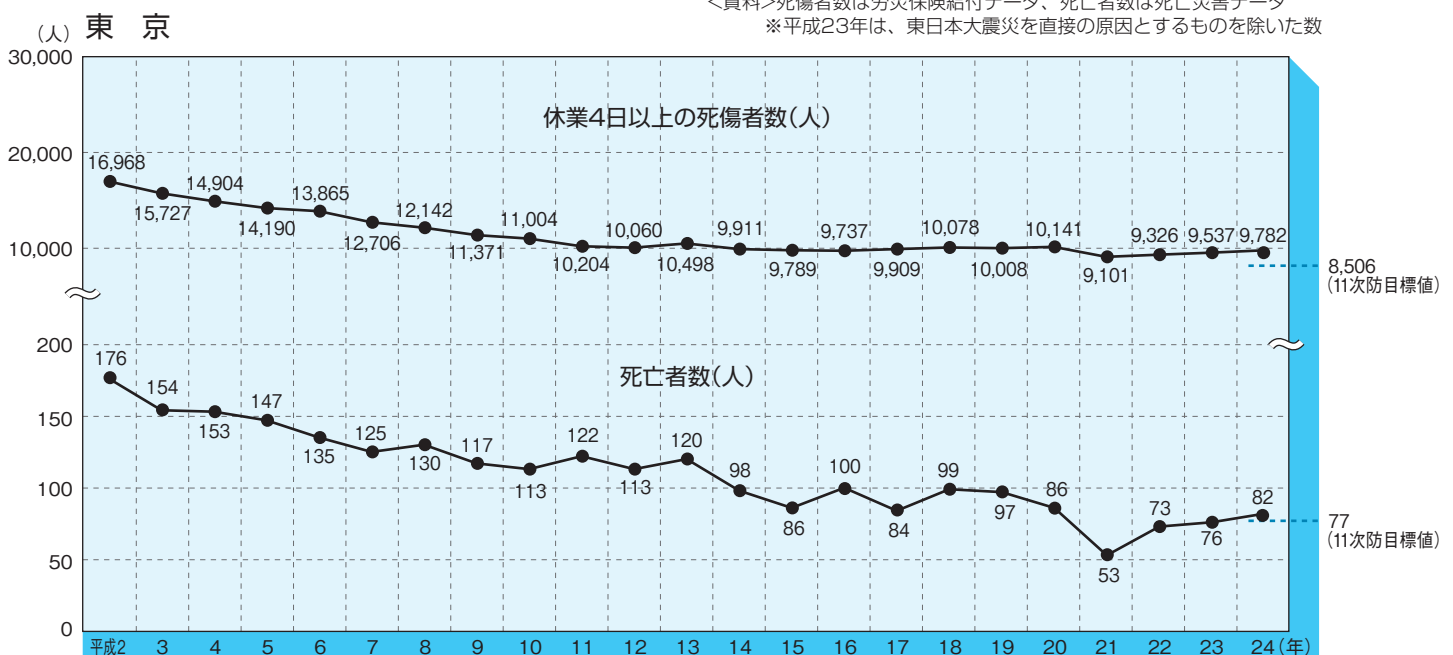
東京の労働災害の死傷者数は、長期的には減少傾向が続き、平成21年は9,101人となりました。しかし、平成22年から増加に転じ、平成24年は前年と比較して245人(2.6%)増加し、9,782人となりました。

また、死亡者数についても死傷者数と同様に平成22年から増加に転じ、平成24年は前年より6人(7.9%)増加し、82人となりました。

労働災害による死傷者数の推移(休業4日以上)



<資料>死傷者数は労災保険給付データ、死亡者数は死亡災害データ
 ※平成23年は、東日本大震災を直接の原因とするものを除いた数



<資料>死傷者数は平成14年までは労災保険給付データ、平成15年以降は労働者死傷病報告
 死亡者数は死亡災害データ
 ※平成23年は、東日本大震災を直接の原因とするもの(死亡5、死傷55)も含んだ数

2

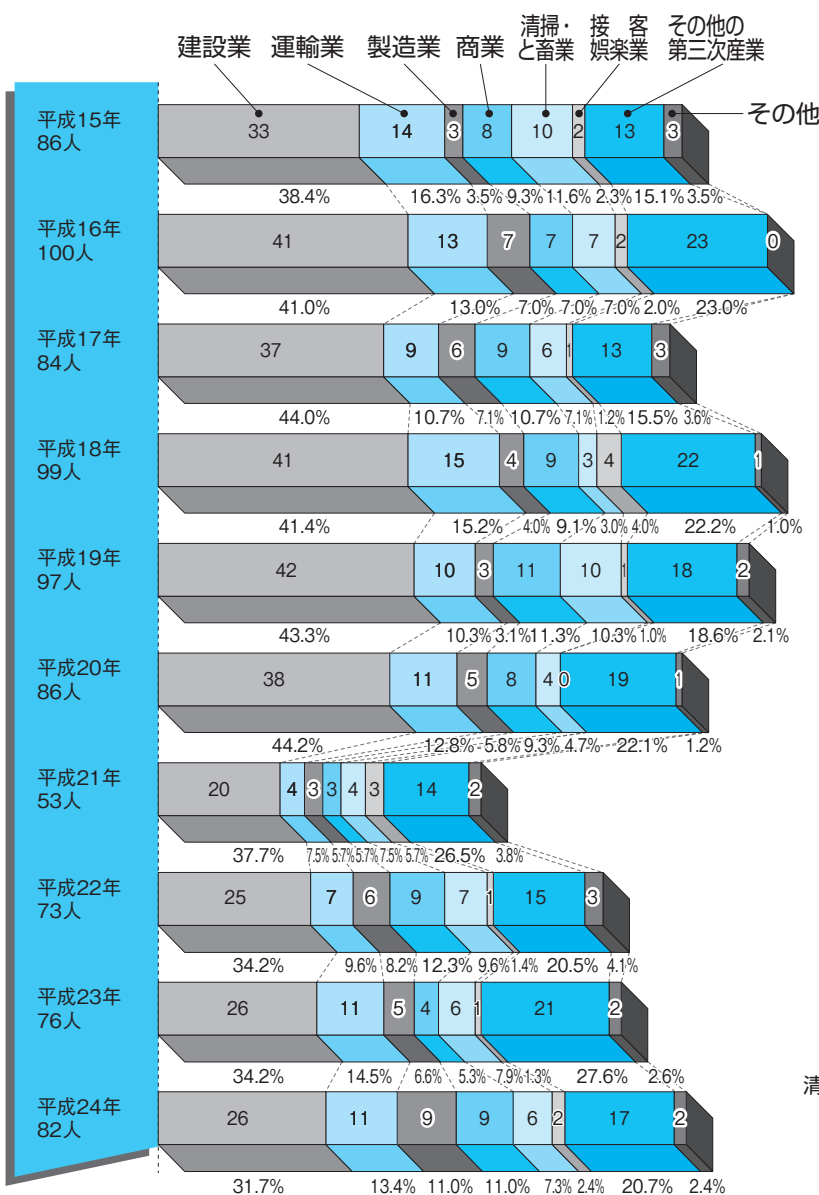
業種別死亡災害発生状況の推移

— 死亡災害の約32%は建設業で発生、
第三次産業も高い割合を占める —

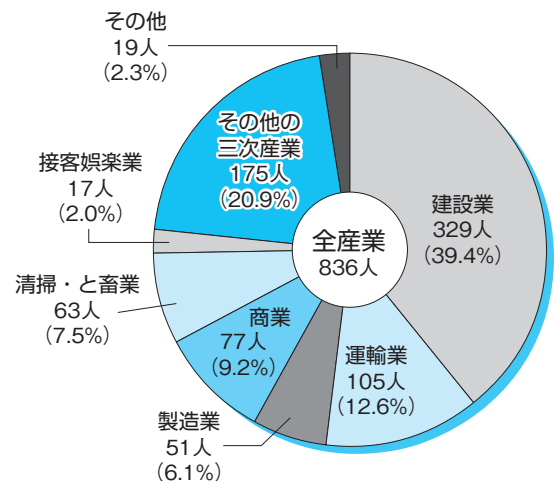
平成24年の死亡災害82人を業種別にみると、建設業は前年と同数の26人となりました。建設業の全業種に占める割合は31.7%と高い割合を占めています。

一方、第三次産業（運輸業を除き、商業、接客娯楽業、清掃・と畜業及びその他の第三次産業の合計）の割合も41.4%と高くなっています。建設業は10年前と比較すると減少していますが、第三次産業は過去10年間で毎年変動はあるものの減少していません。

業種別死亡災害発生状況の推移



過去10年間の業種別死亡災害発生状況



(注) 運輸業：運輸交通業及び貨物取扱業
※平成23年は、東日本大震災を直接の原因とするもの（5人）も含んだ数

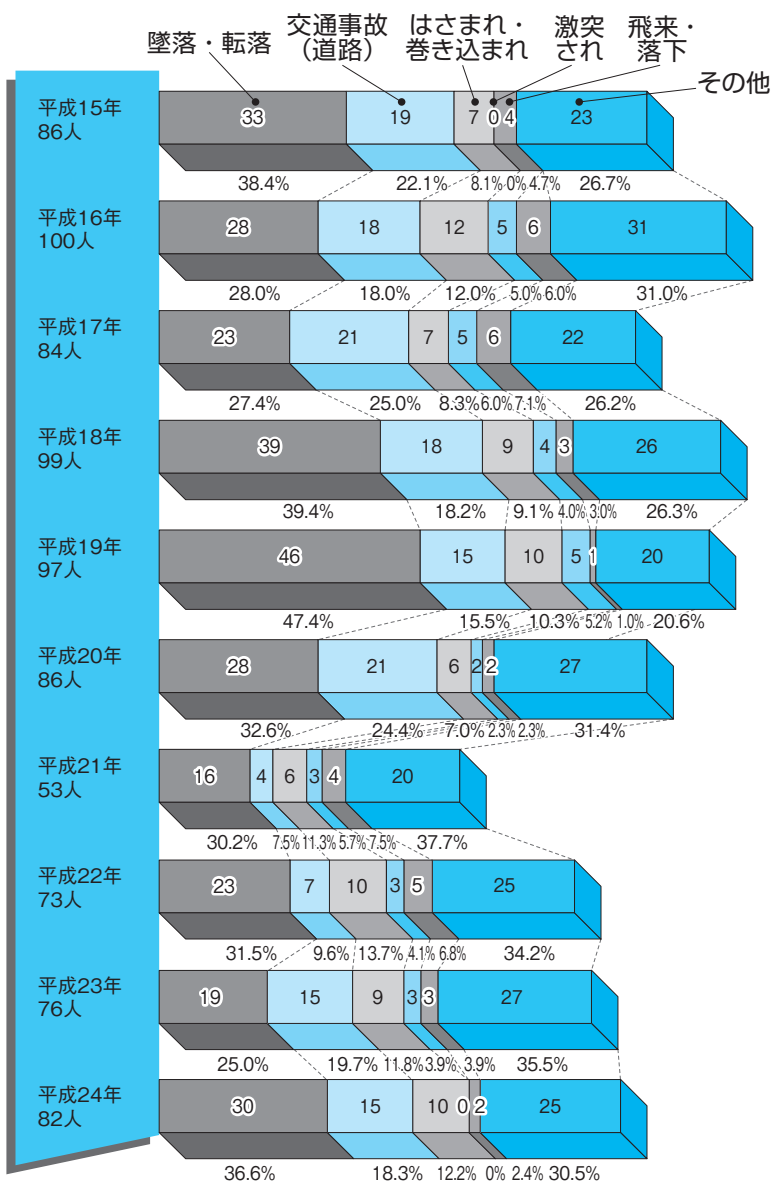
〈資料〉死亡災害データ

3

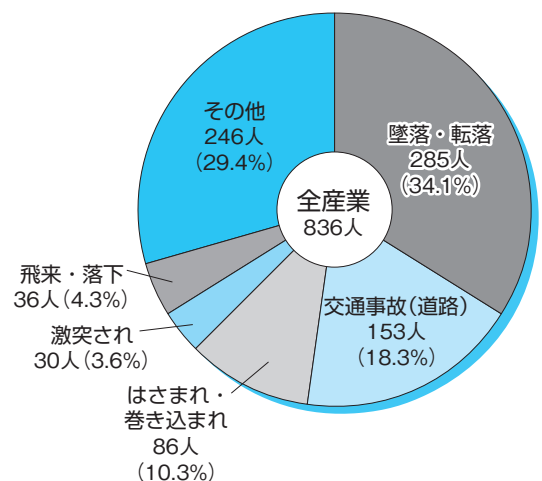
事故の型別死亡災害発生状況の推移 —「墜落、転落」がトップ—

平成24年の死亡災害82人を事故の型別にみると、「墜落・転落」が30人で最も多く、全体の36.6%を占めています。次いで「その他」を除いて、「交通事故（道路）」が15人で18.3%、「はさまれ・巻き込まれ」が10人で12.2%を占めています。

事故の型別死亡災害発生状況の推移



過去10年間の事故の型別死亡災害発生状況



※平成23年は、東日本大震災を直接の原因とするもの（5人）も含んだ数

〈資料〉死亡災害データ

4

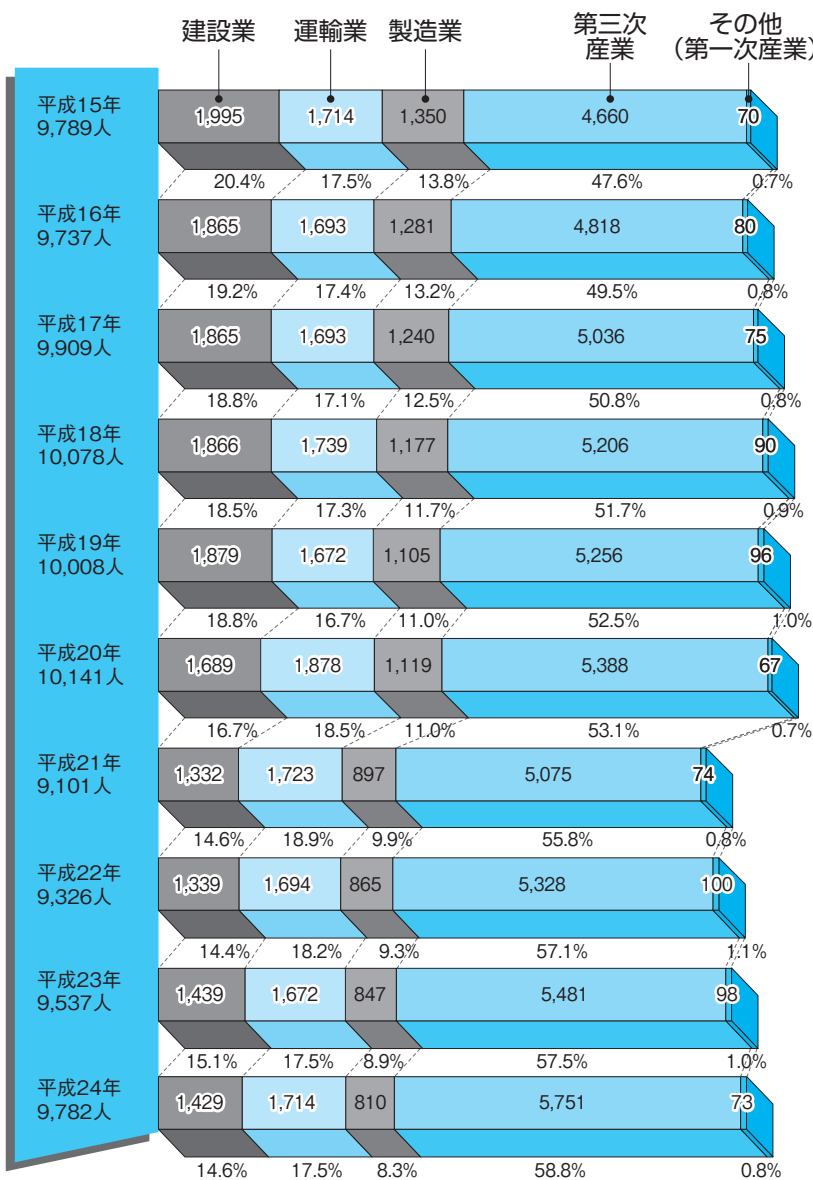
業種別死傷災害発生状況の推移

— 第三次産業の発生件数がトップ —

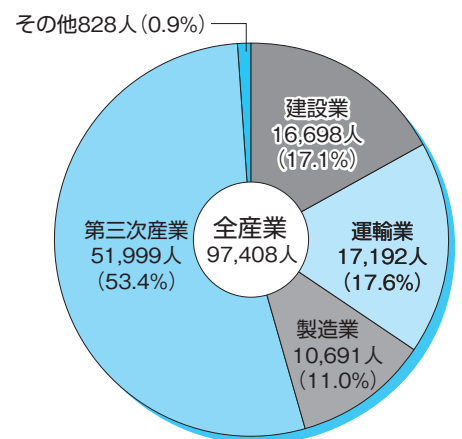
平成24年の休業4日以上死傷者数は、第三次産業が58.8%を占め最も多く、運輸業が17.5%を占めています。

過去10年間でみると、建設業及び製造業の割合は低下している一方、運輸業は高止まりの傾向にあり、第三次産業は毎年増加し続けています。

業種別死傷災害発生状況の推移



過去10年間の業種別労働災害発生状況



- (注) 1.製造業には電気・ガス・水道・熱供給業を含む。
 2.運輸業は運輸交通業及び貨物取扱業の計。
 3.第三次産業には労災非適業務を含む。
 4.その他は鉱業、農林業及び畜産・水産業の計。

※平成23年は、東日本大震災を直接の原因とするもの(55人)も含んだ数(以下同じ)

〈資料〉労働者死傷病報告

5

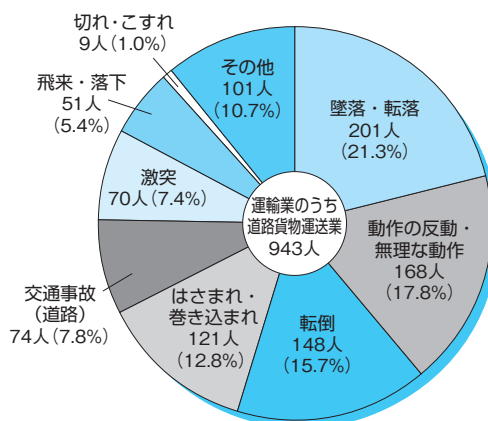
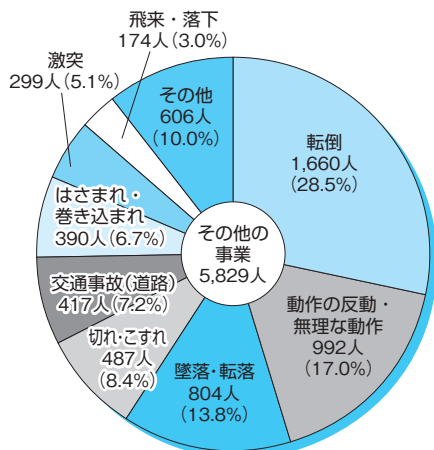
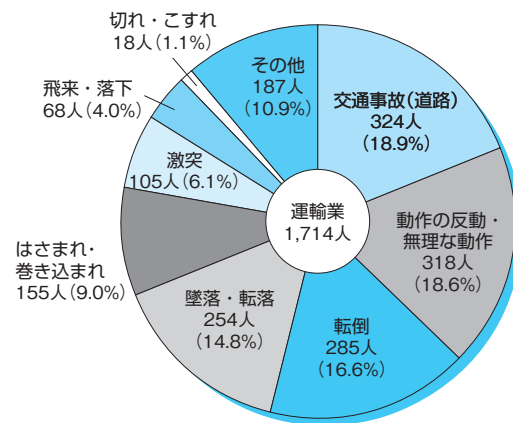
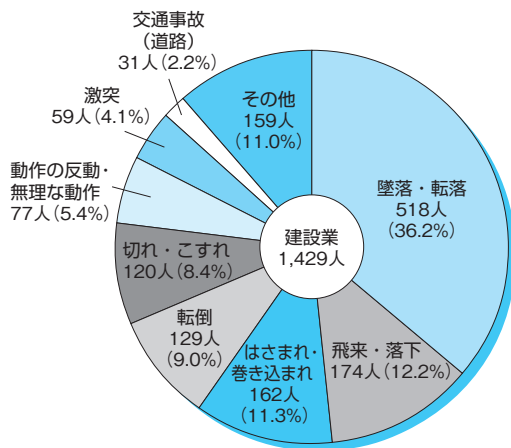
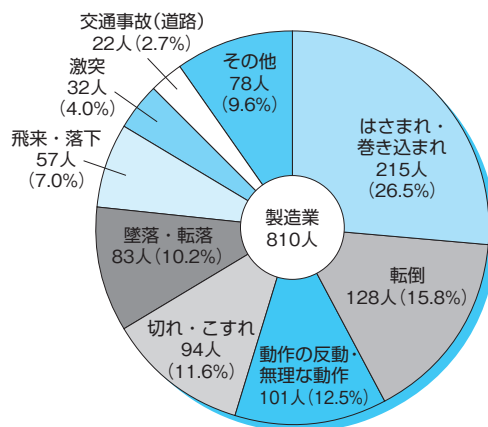
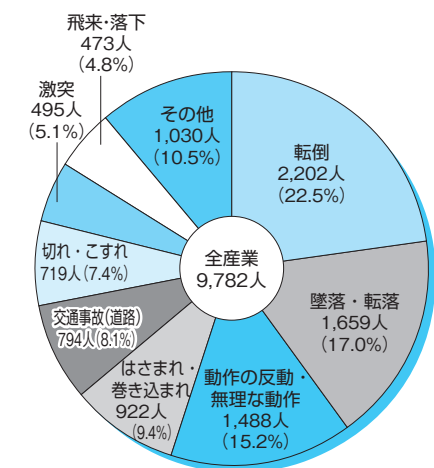
業種別・事故の型別・起因物別 死傷災害発生状況

— 業種によって異なる死傷災害のパターン —

平成24年の休業4日以上死傷災害を「事故の型」と「起因物」に分類すると、業種によって特徴のある災害パターンを示しています。

(1) 業種別・事故の型別(平成24年)

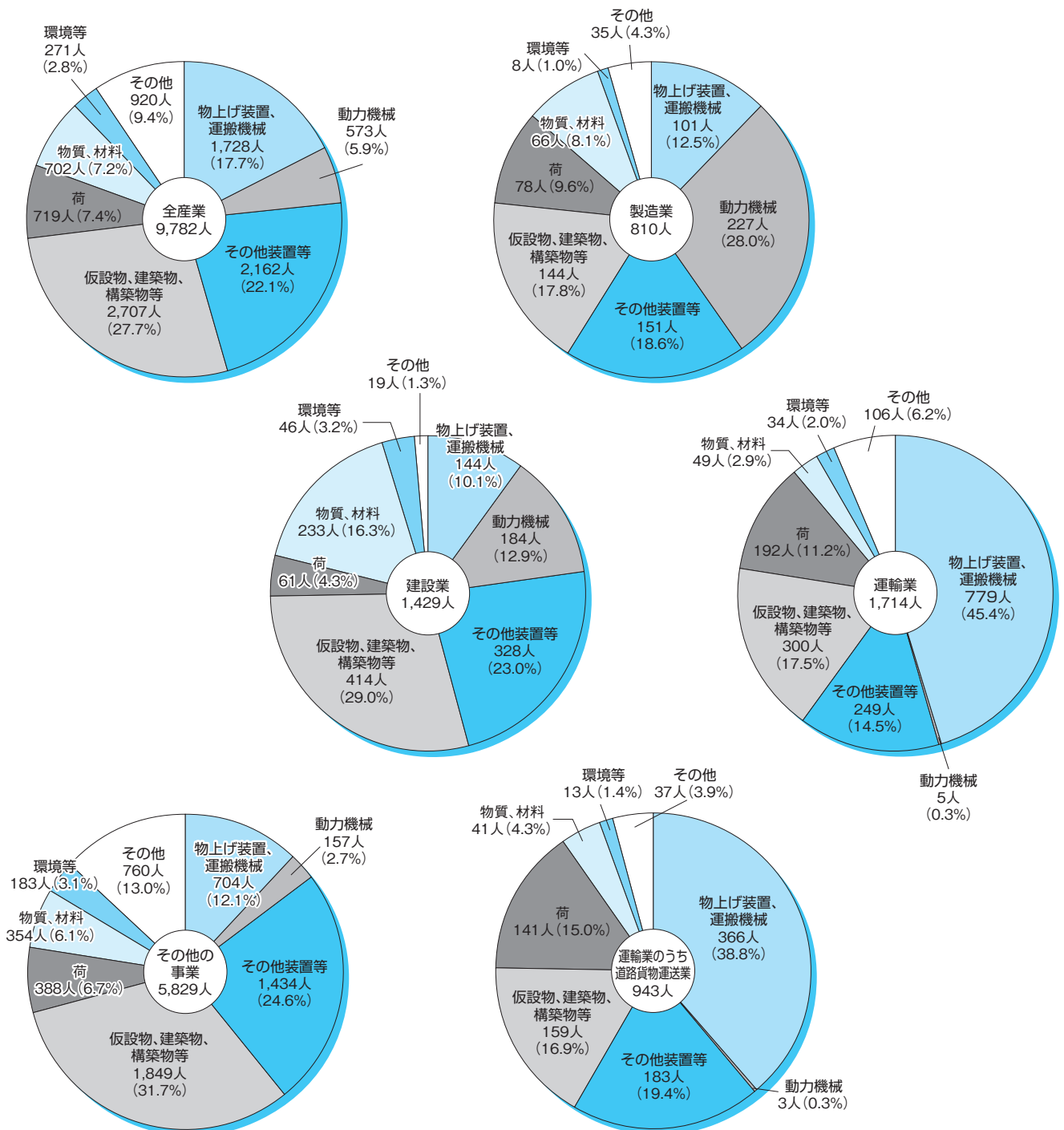
事故の型別にみると、製造業では「はさまれ・巻き込まれ」、建設業では「墜落・転落」、運輸業では「交通事故(道路)」、その他の事業では「転倒」がそれぞれ高い割合を示しています。



(注) 運輸業(運輸交通業・貨物取扱業)
 (資料) 労働者死傷病報告

(2)業種別・起因物別(平成24年)

起因物別にみると、製造業では「動力機械」(食品加工用機械など)、建設業では「仮設物・建築物・構築物等」(足場など)、運輸業では「物上げ装置、運搬機械」(トラックなど)、その他の事業では「仮設物・建築物・構築物等」(階段など)がそれぞれ高い割合を示しています。



(注) 運輸業 (運輸交通業・貨物取扱業)
 (資料) 労働者死傷病報告

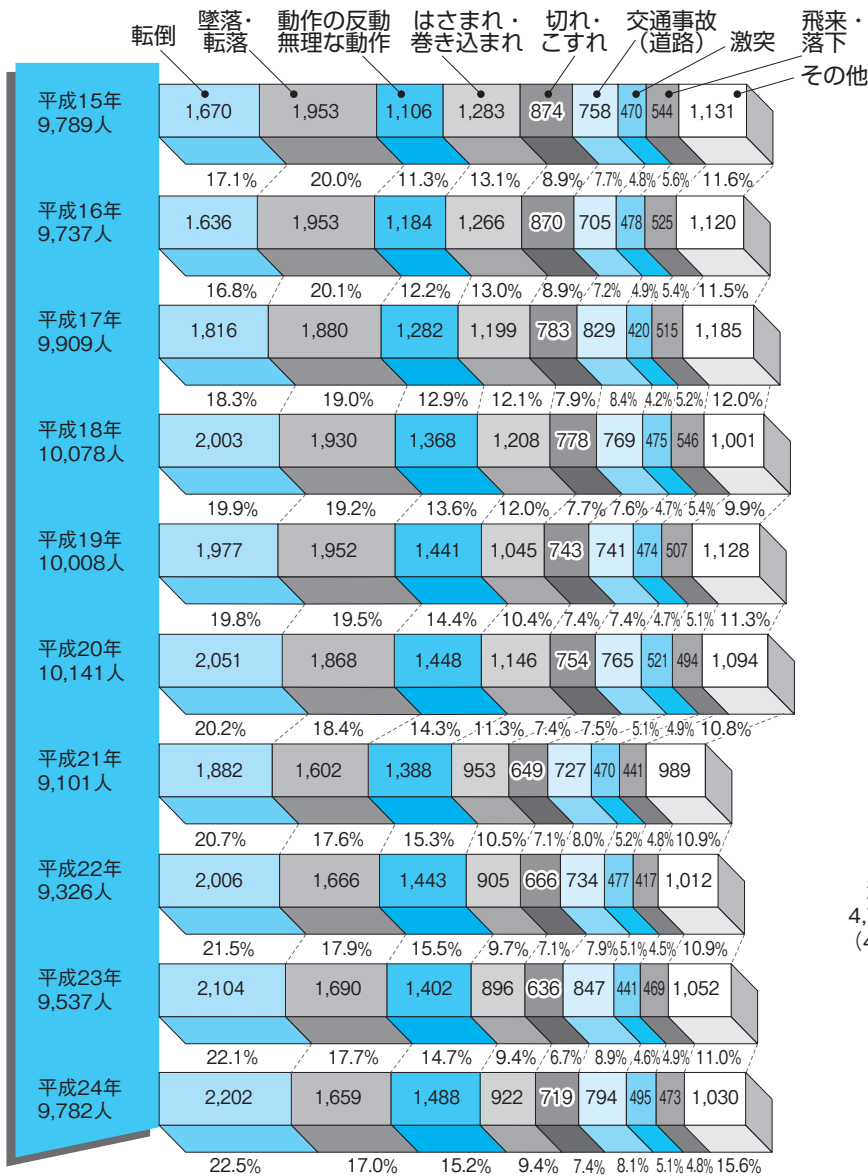
6

事故の型別死傷災害発生状況の推移

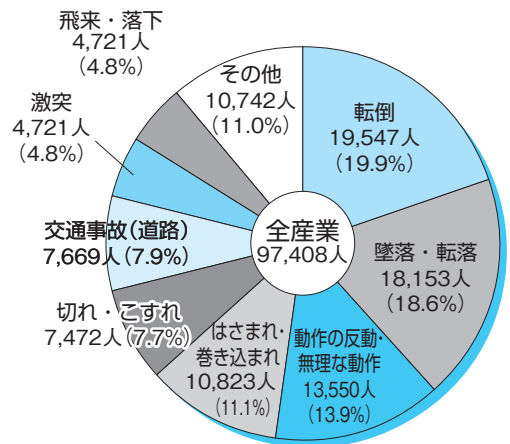
— 依然として多い「転倒」、「墜落、転落」—

事故の型別にみると、「転倒」による災害が平成18年からトップとなり、災害全体に占める割合も年々高くなる傾向にあります。そして、平成24年は「転倒」による災害が2,202人となり、過去10年間で最も多くなりました。

事故の型別死傷災害発生状況の推移



過去10年間の事故の型別死傷災害発生状況



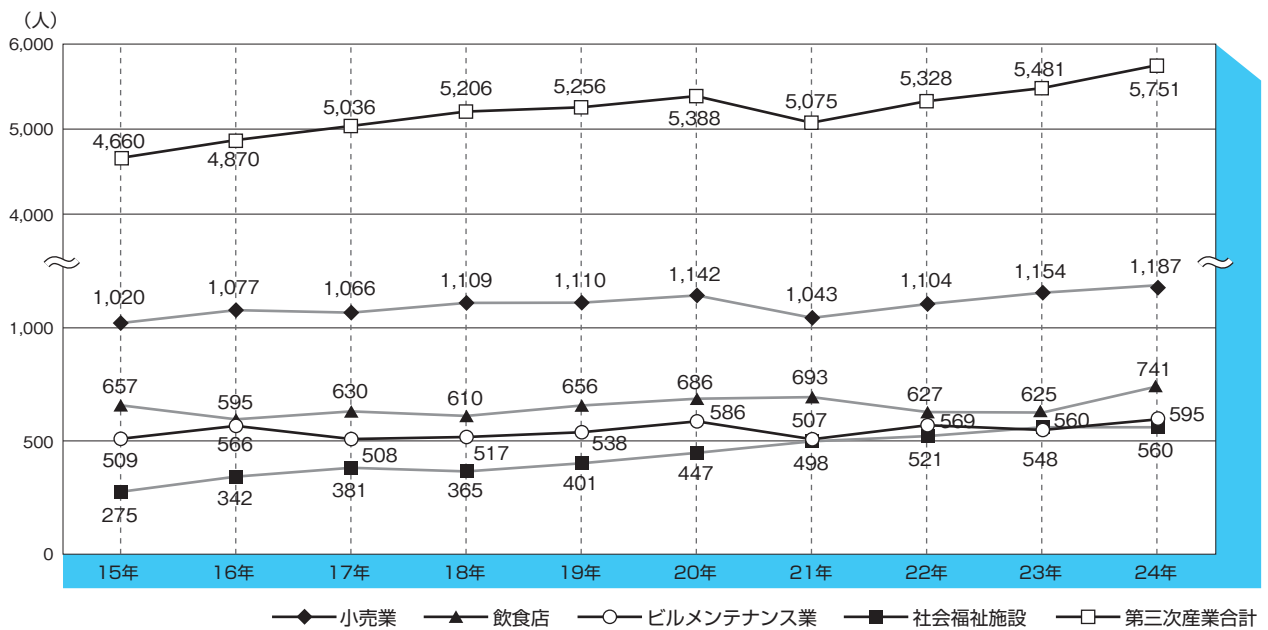
〈資料〉労働者死傷病報告

7

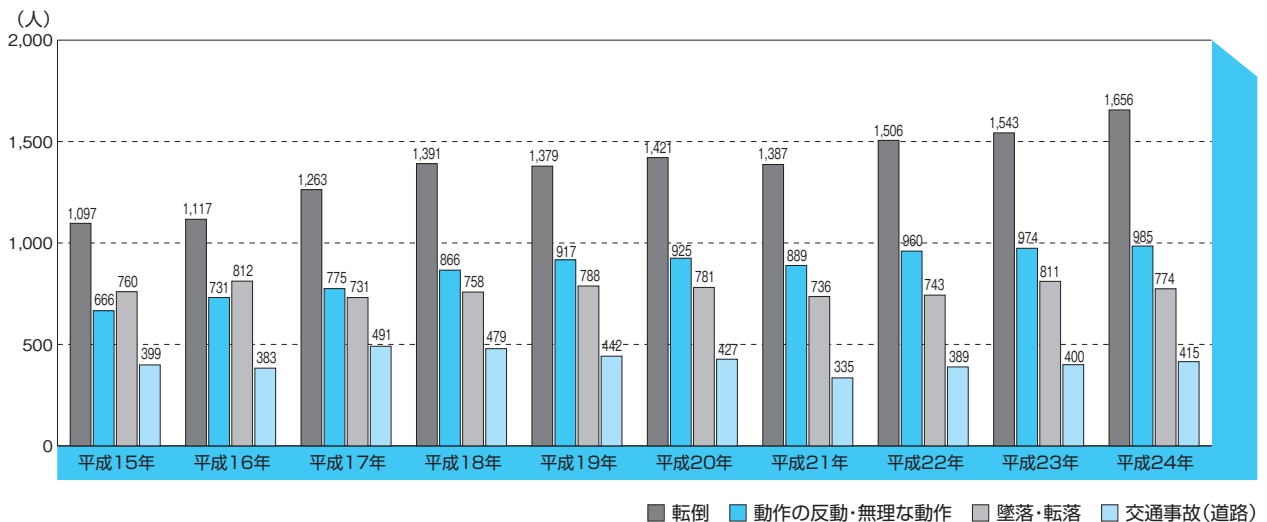
第三次産業における死傷災害発生状況

平成24年の第三次産業における休業4日以上死傷者数は5,751人で、前年と比較すると270人（4.9%）の増加となりました。第三次産業の中では、小売業、飲食店、社会福祉施設、ビルメンテナンス業の順に多く、この4業種で第三次産業全体の52.7%を占めています。

第三次産業における死傷災害発生状況



第三次産業死傷災害の「事故の型」別推移



(注) 第三次産業には、電気・ガス・水道業、運輸交通業及び貨物取扱業を含まない。

〈資料〉労働者死傷病報告

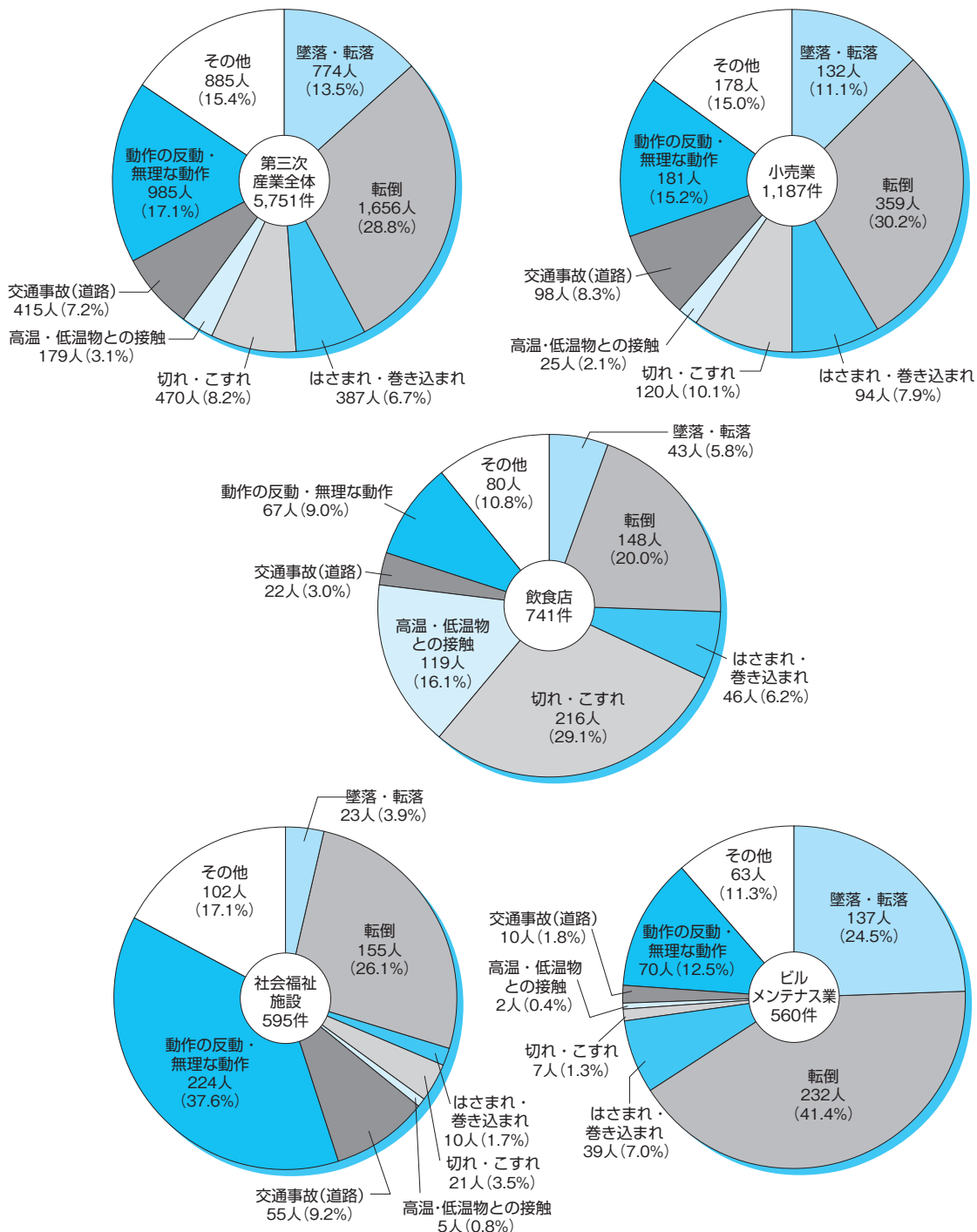
8

第三次産業における業種別・事故の型別死傷災害発生状況 (平成24年)

— 転倒災害の多い第三次産業 —

平成24年の第三次産業における休業4日以上死傷災害のうち、最も多い転倒災害の割合(28.8%)を業種別にみると、小売業で30.2%、飲食店で20.0%、社会福祉施設で26.1%、ビルメンテナンス業で41.4%を占めています。

また、飲食店では「切れ・こすれ」が29.1%を占め、社会福祉施設では「動作の反動・無理な動作」が37.6%を占めています。



9

建設業における 過去5年間の死亡災害発生状況

建設業における過去5年間の工事別死亡災害発生状況をみると、「建築工事」が80人（59.3%）と半数以上を占めており、事故の型別では「墜落・転落」が67人（49.6%）と最も多く、起因物別では「仮設物・建築物・構築物等」が55人（40.7%）と最も多くなっています。

墜落の高さ別にみると、「5～10m未満」が24人と最も多く、10m未満の高さから墜落して死亡した者の数は49人にのぼり全体の73.1%を占めています。

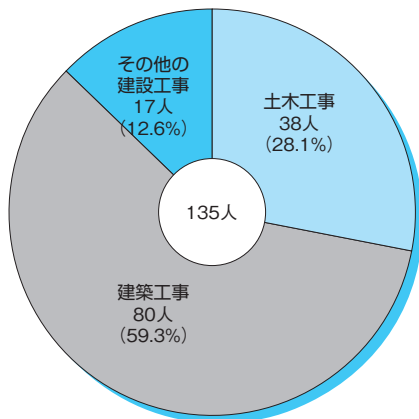
起因物となった「仮設物・建築物・構築物等」の内訳をみると、「足場」が17人（30.9%）と最も多く、次いで「建築物・構築物」14人（25.5%）、「屋根・はり等」7人（12.7%）の順となっています。

年齢別にみると、50歳代以上が69人（51.1%）で約5割を占めています。

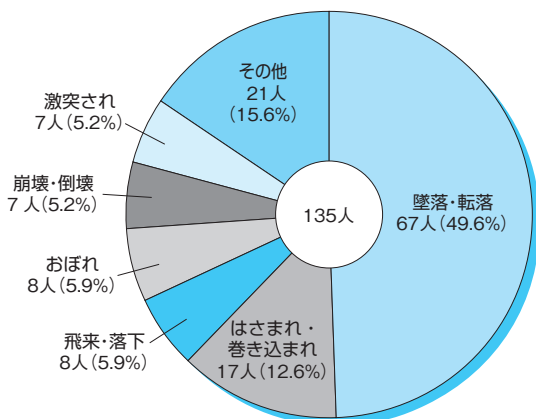
経験年数別にみると、10年以上の経験を持つ者が85人（63.0%）となっています。

災害発生時刻別にみると、「10時、11時台」に山ができています。

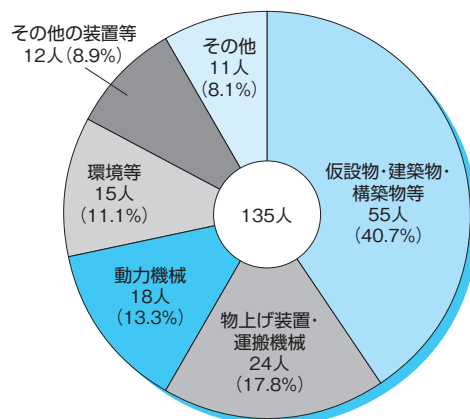
工事別発生状況



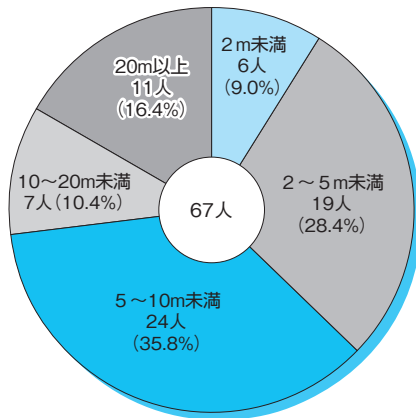
事故の型別発生状況



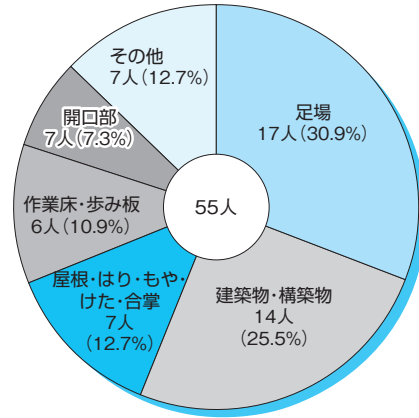
起因物別発生状況



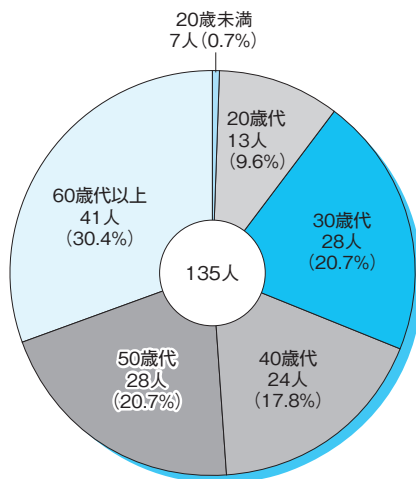
墜落の高さ別発生状況



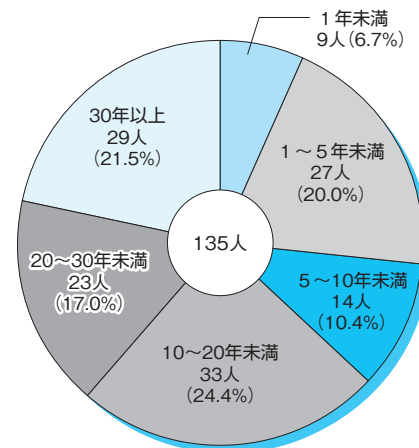
仮設物、建築物、構築物別発生状況



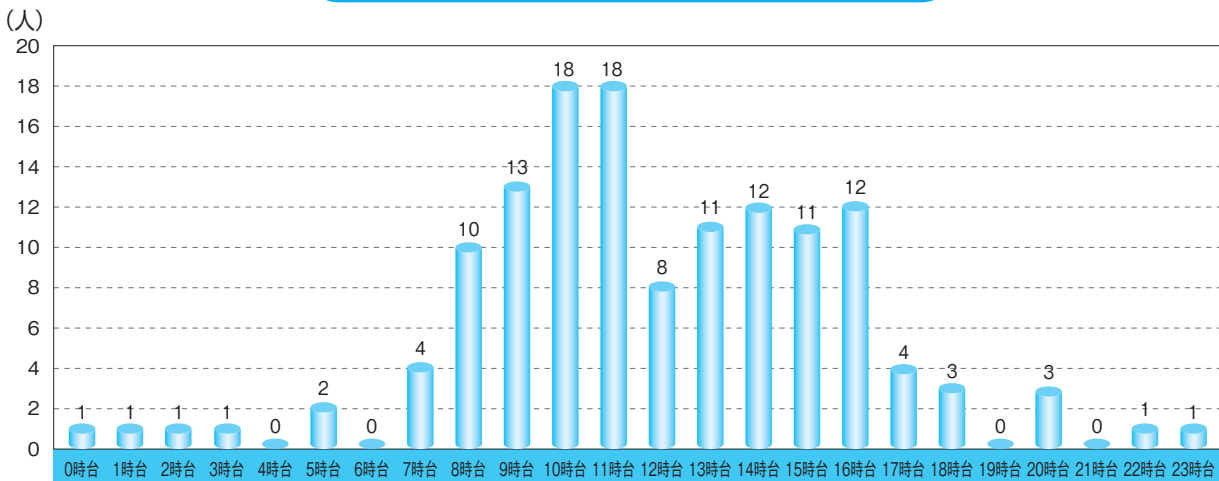
年齢別発生状況



経験年数別発生状況



時刻別

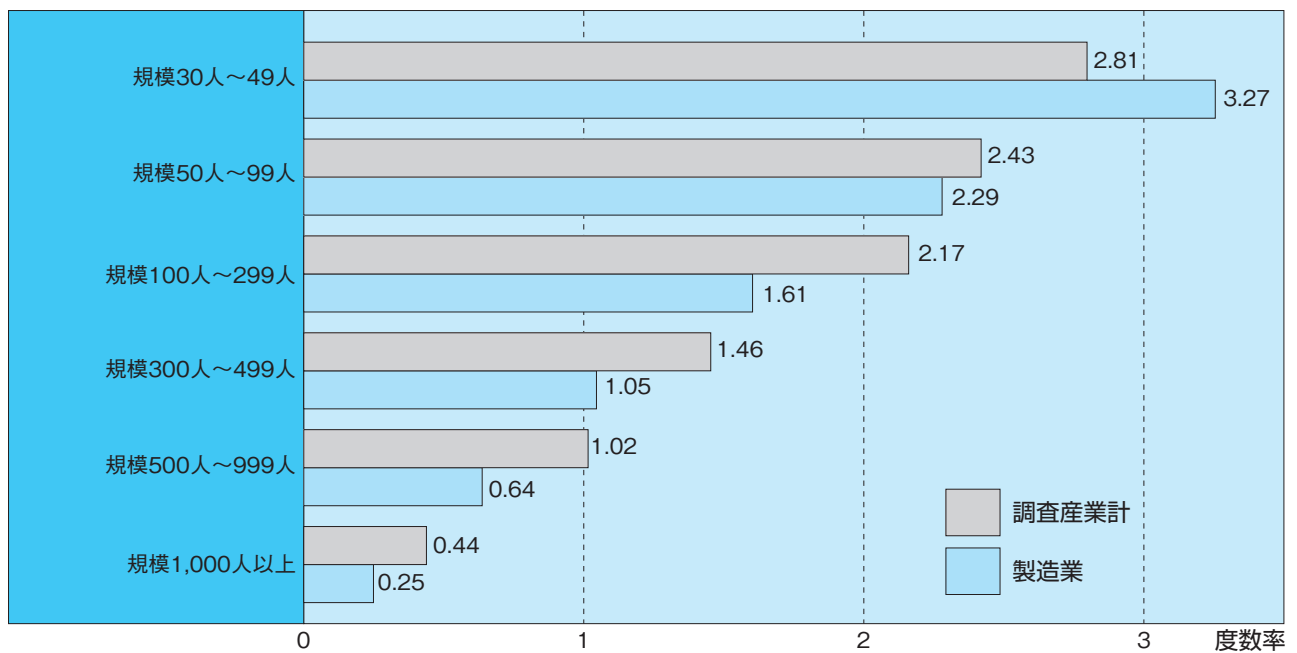


10

事業場規模別度数率・死傷者数の比較 — 中小企業で高い労働災害発生率 —

労働災害動向調査による全国の規模別の度数率をみると、調査産業計、製造業ともに規模が小さくなるに従って度数率は高くなっており、製造業では労働者数30～49人規模の事業場の度数率は、労働者数1,000人以上規模の事業場の約13倍となっています。

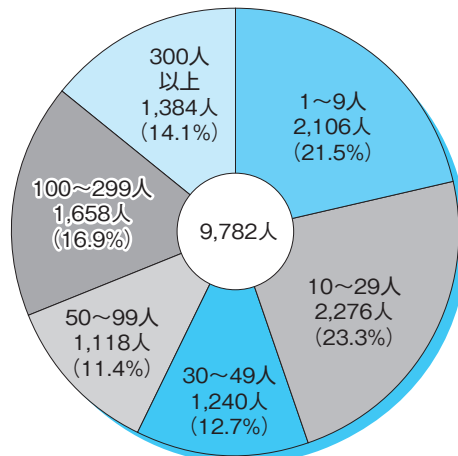
事業場規模別度数率(平成23年)(全国)



度数率とは、 $\frac{\text{労働災害による死傷者数(休業1日以上)}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000,000$

〈資料〉労働災害動向調査

事業場規模別死傷者数(休業4日以上)(平成24年)(東京)



〈資料〉労働者死傷病報告

11

平成24年死亡災害事例（抜粋）

東京労働局ホームページにて、平成24年に発生したすべての死亡災害事例を、お知らせしています。

製造業死亡災害事例

月	業種	職種	事故の型	発生状況の概要
		年齢	起因物	
		経験		
6月	食料品 製造業	一般事務員	火災	被災者は、事務所内に置かれていた段ボール製ゴミ箱が発煙しているのを発見し、消火活動を行ったが、その際、煙を吸い込んだ。消火不十分なたばの吸い殻をゴミ箱に捨てたのではないかと推定される。
		50歳代		
		10年以上 15年未満	建築物、構築物	
12月	輸送用機械 器具製造業	作業員・技能者	はさまれ、 巻き込まれ	被災者が、午前10時ごろ、大型の金属加工用機械の中に入って蛍光灯の取替作業をしていたところ、別の作業員が機械の起動ボタンを押したため、機械内の作動部分に巻き込まれた。
		30歳代		
		10年以上 15年未満	旋盤	

建設業死亡災害事例

月	業種	職種	事故の型	発生状況の概要
		年齢	起因物	
		経験		
2月	建築工事業	とび工	崩壊、倒壊	ビルの解体工事において、3階部分の壁を解体するため、1台のコンクリート圧砕機で柱の上部を挟み、内側へ倒そうとしたところ、圧砕機が柱から外れ、その反動で3階の壁及び床の一部が外側に倒壊した。被災者は解体した足場を片付けるために2階にいたが、倒れてきた壁の下敷きになった。作業計画では、圧砕機2台で作業することになっていた。
		20歳代		
		1年以上 5年未満	その他の 建設用機械	
4月	土木工事業	土木	墜落、転落	鉄道の橋に防風柵を新設するため、橋桁につり足場を設置する作業が行われていた。被災者は、つりわくの間に仮設置した作業床の上で、その作業床を本固定しようとしていたところ、作業床が脱落して約12m墜落した。
		10歳代		
		1年未満	足場	
7月	その他の 建設業	作業員・技能者	飛来、落下	被災者は、墓地における墓石工事現場において、トラッククレーン（移動式クレーン、つり上げ荷重2.63 t）を操作してトラックから墓石（180kg）を降ろしていたところ、つり上げた墓石が落下し、被災者の頭に当たった。
		60歳代		
		30年以上 35年未満	移動式クレーン	
12月	建築工事業	塗装工	有害物等との 接触	被災者は、マンションの共用内部階段の1階の階段室において、エンジン式コンプレッサーを使用して壁の塗装作業を行っていたところ、午前9時ごろ倒れた。一酸化炭素中毒であった。
		30歳代		
		10年以上 15年未満	有害物	

運輸業死亡災害事例

月	業種	職種	事故の型	発生状況の概要
		年齢		
		経験		
2月	道路貨物 運送業	貨物自動車 運転者	飛来、落下	納品先の作業者が、トラックの荷台から鋼材を降ろす作業を行った。天井クレーンを使用して、つり具のクランプで鋼材をつかんでつり上げ、降ろす場所で位置を調整しようとしたところ、クランプが外れて鋼材が落下して倒れた鋼材がそばにいた被災者（トラック運転者）に当たった。
		50歳代		
		30年以上 35年未満	玉かけ用具	
8月	陸上貨物 取扱業	作業員・技能者	はさまれ、 巻き込まれ	被災者は、食品倉庫内の作業場において、業務用海苔の仕分け作業を行っていた。午後3時ごろ、被災者は配送業者が仮置きしていたフォークリフトを運転し、フォークリフトのフロントピラー（ヘッドガードの支柱）と倉庫内のラック（棚）の支柱との間に頭を挟まれた。フォークリフトの運転は被災者の業務ではなく、運転した理由は不明。
		50歳代		
		1年未満	フォークリフト	

第三次産業死亡災害事例

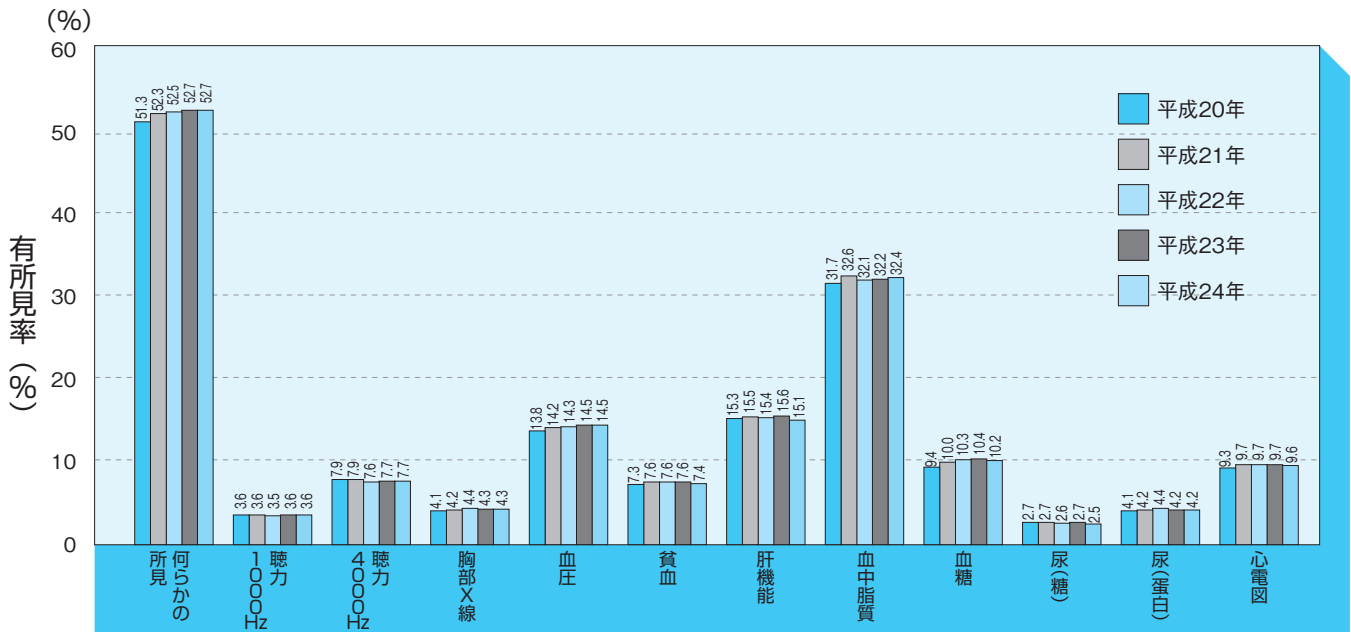
月	業種	職種	事故の型	発生状況の概要
		年齢		
		経験		
1月	教育研究業	事務員	墜落、転落	被災者は、事業場内の階段を降りていたとき、足が引っかけたことで4段ほど転落し、足を角にぶつけてひざ下を負傷した。その傷が原因となり、9日後に肺動脈血栓症を発症した。
		50歳代		
		1年未満	階段、さん橋	
1月	その他の 事業	その他の職種	交通事故（道路）	被災者は、午前5時ごろ、自動車を運転して東北自動車道を走行していたところ、降雪等の影響でスリップし、中央分離帯に激突した。被災者は自ら車外に出て携帯電話で警察等へ連絡していたが、その時に運転していた自動車が別の車両に追突され、その衝撃ではね飛ばされた。
		30歳代		
		10年以上 15年未満	乗用車、バス、 バイク	
7月	清掃と畜業	作業員・技能者	墜落、転落	被災者は、高さ約12mの立木を伐採するに当たり、長さ8mのはしごをかけてその最上段に上がり、チェーンソーを使用して枝を伐採していたところ、伐採した枝が被災者に接触し、被災者はバランスを崩して墜落した。
		70歳代		
		10年以上 15年未満	立木	
10月	清掃と畜業	清掃員	墜落、転落	被災者は、マンション玄関のひさしの上の排水口の詰まりを除去するため、脚立（高さ1.8m）に上がって作業をしていたところ、排水口から突然水が出てきたため体制を崩して墜落した。
		70歳代		
		1年以上5年未満	はしご等	
10月	その他の 事業	その他の職種	はさまれ、 巻き込まれ	被災者は、コンテナに積み込む荷の個数を確認する作業を行っていた。作業の最後に、トレーラーに積まれたコンテナにコンテナシール（封印）を取り付ける際、他の事業場の労働者がトレーラーの上で作業していたので、コンテナの下側にシールを取り付けようとしてトレーラーの後輪の間に入り作業をおこなっていたところ、運転手が気づかずに発車したためトレーラーに轢かれた。
		40歳代		
		20年以上 25年未満	トラック	

12

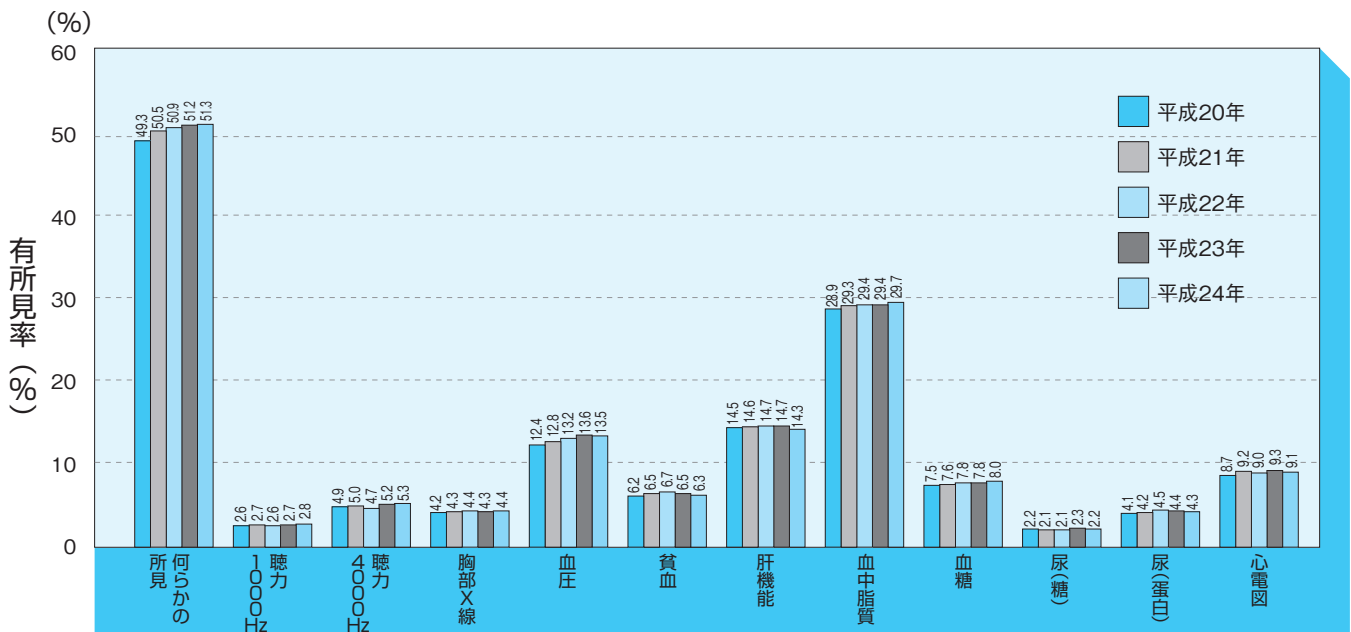
過去5年間の項目別有所見率等の推移 — 有所見率が半数を超えている定期健康診断 —

定期健康診断実施状況を見ると、何らかの所見のある割合が年々高くなっており、健康診断項目別に見ると、血中脂質、肝機能及び血圧の有所見率が高くなっています。

定期健康診断検査項目別有所見率(全国)



定期健康診断検査項目別有所見率(東京)



13

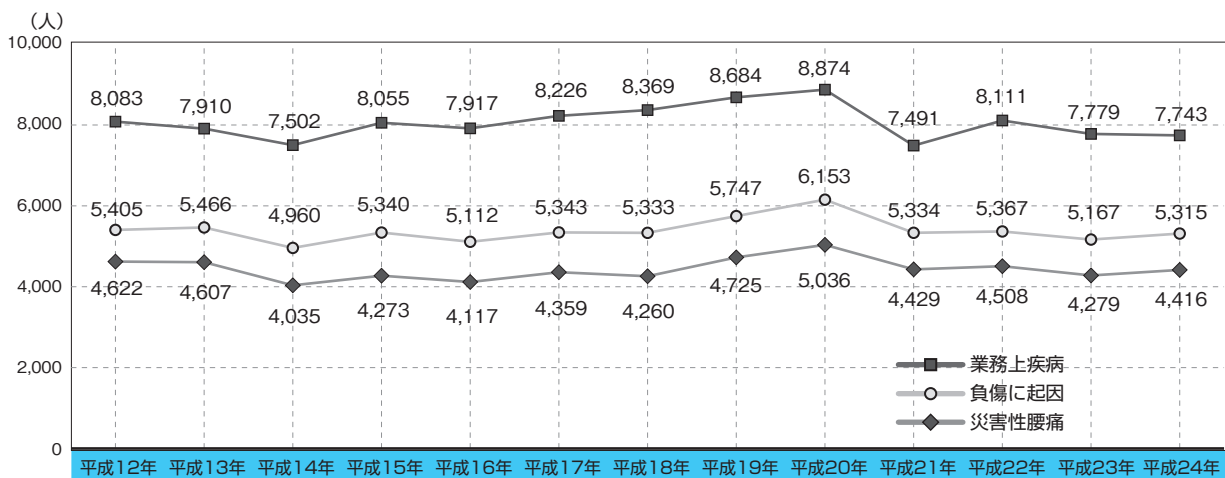
業務上疾病発生状況の推移

— 増加傾向の業務上疾病 —

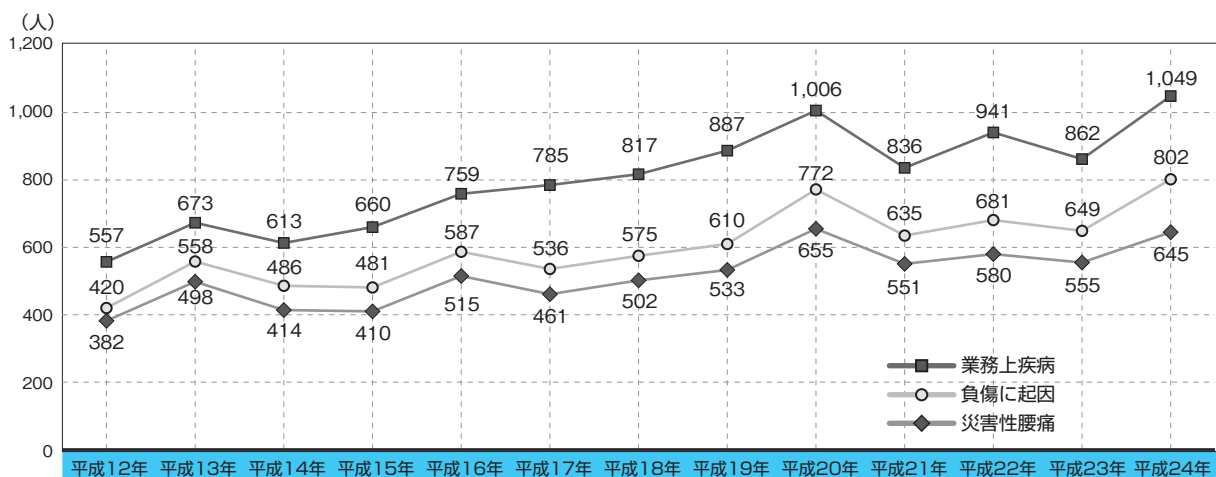
平成24年の東京労働局管内の業務上疾病（死亡及び休業4日以上。以下同じ）の発生件数は、前年に比べ+21.7%と大幅に増加しました。災害性の腰痛が前年比で16.2%増加しており、業務上疾病全体の61.5%（全国57.0%）と高い比率を占めています

業務上疾病発生状況の推移

全 国



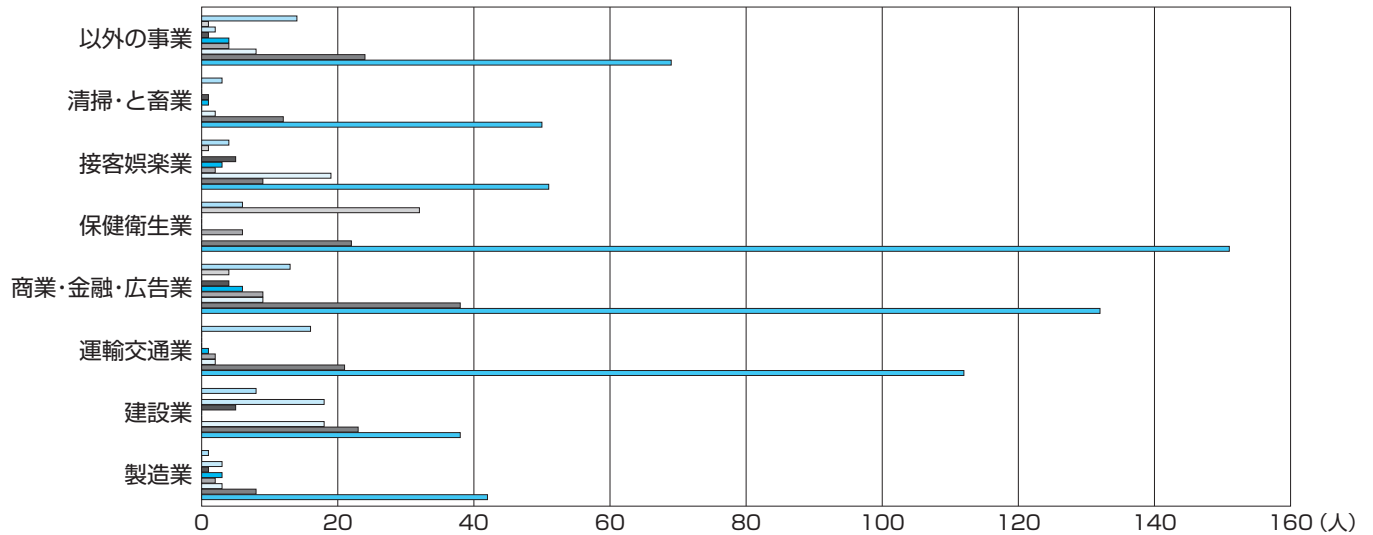
東 京



平成24年 業種別・疾病別発生状況

東京労働局管内の疾病発生状況を業種別に見ると、商業・金融・広告業、保健衛生業、運輸交通業に多く発生しています。

「負傷に起因する疾病」の多くは、「災害性腰痛」で占められています。



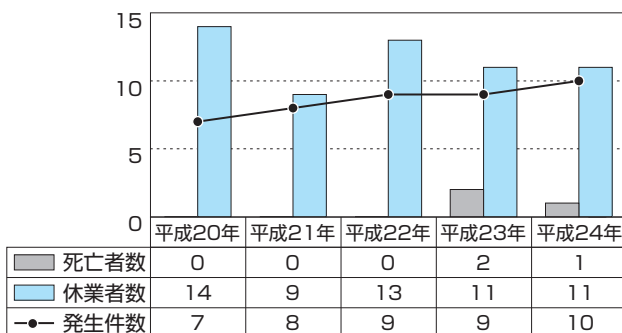
	製造業	建設業	運輸交通業	商業・金融・ 広告業	保健衛生業	接客娯楽業	清掃・と畜業	以外の事業
■ 以外の疾病	1	8	16	13	6	4	3	14
■ 病原体	0	0	0	4	32	1	0	1
■ じん肺	3	18	0	0	0	0	0	2
■ 化学物質	1	5	0	4	0	5	1	1
■ 手指前腕	3	0	1	6	0	3	1	4
■ 非災害性腰痛	2	0	2	9	6	2	0	4
■ 異常温度	3	18	2	9	0	19	2	8
■ 負傷起因の疾病(徐腰痛)	8	23	21	38	22	9	12	24
■ 災害性腰痛	42	38	112	132	151	51	50	69

一酸化炭素中毒による労働災害の推移

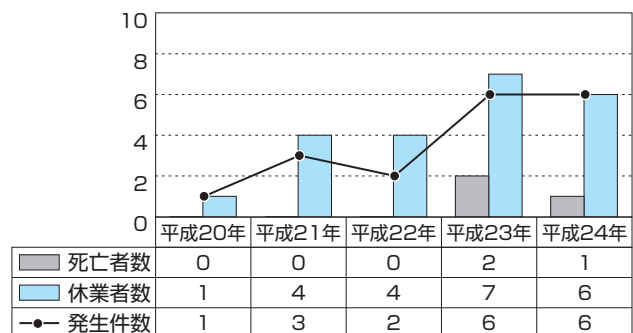
平成24年の一酸化炭素中毒の発生件数は、昨年より1件増の10件発生しており、高止まりの状況となっています。

特に、建設業の割合が高く1名の死亡災害が発生しています。

(人) 東京、全産業



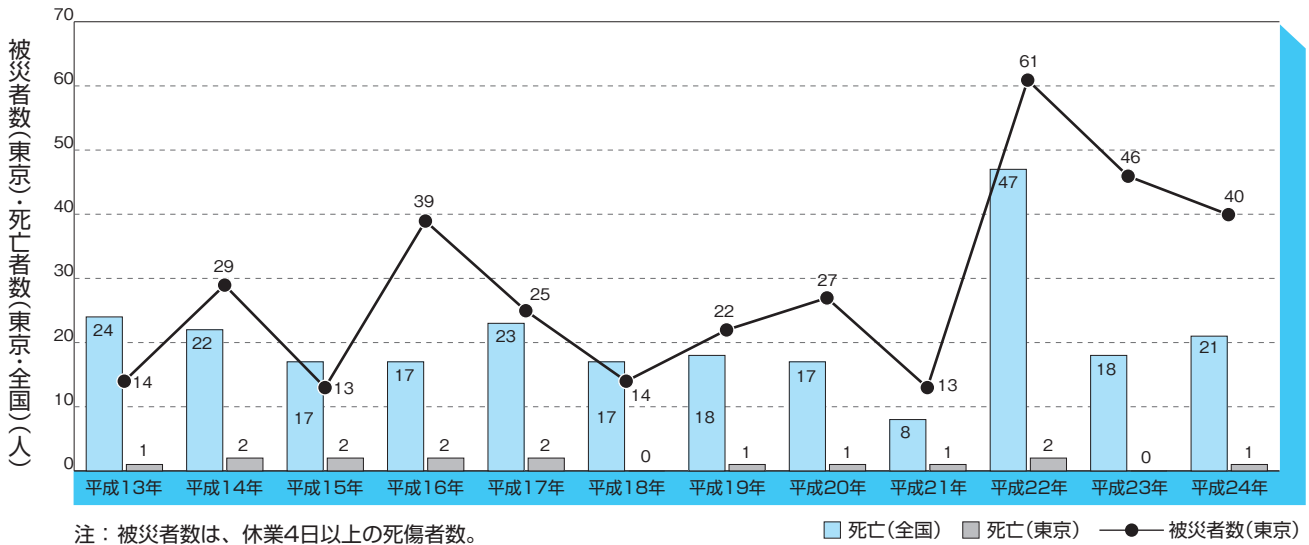
(人) 東京、建設業



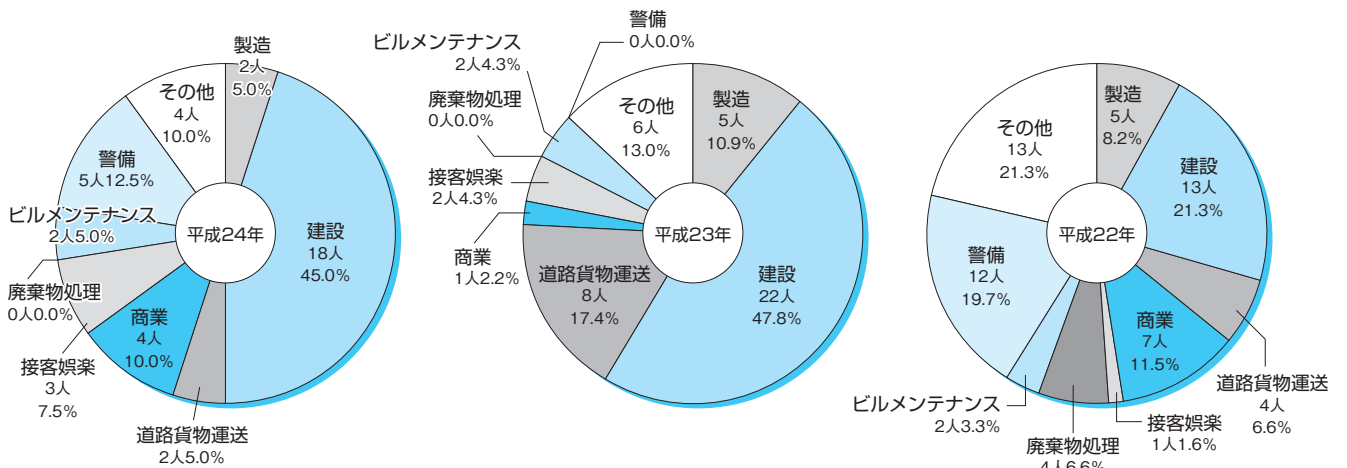
熱中症の発生状況の推移

平成24年の職場での熱中症は、前年に比べて減少しましたが、なお高い水準にあり、また、死亡災害になったものも1件ありました。

(1) 年別推移



(2) 業種別発生状況 (東京)



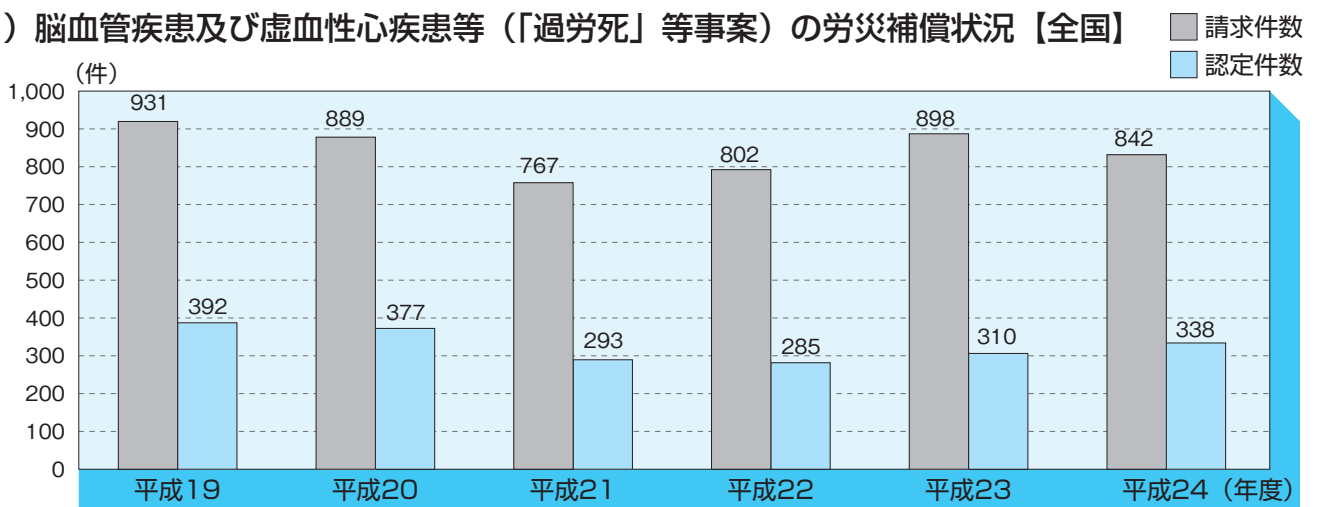
14

脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数の推移

近年、長時間労働やストレスなどによる過重労働が原因となって、脳血管疾患や心臓疾患、うつ病などの精神障害を引き起こすケース（「過労死」や「過労自殺」ともいわれます。）が多くみられます。

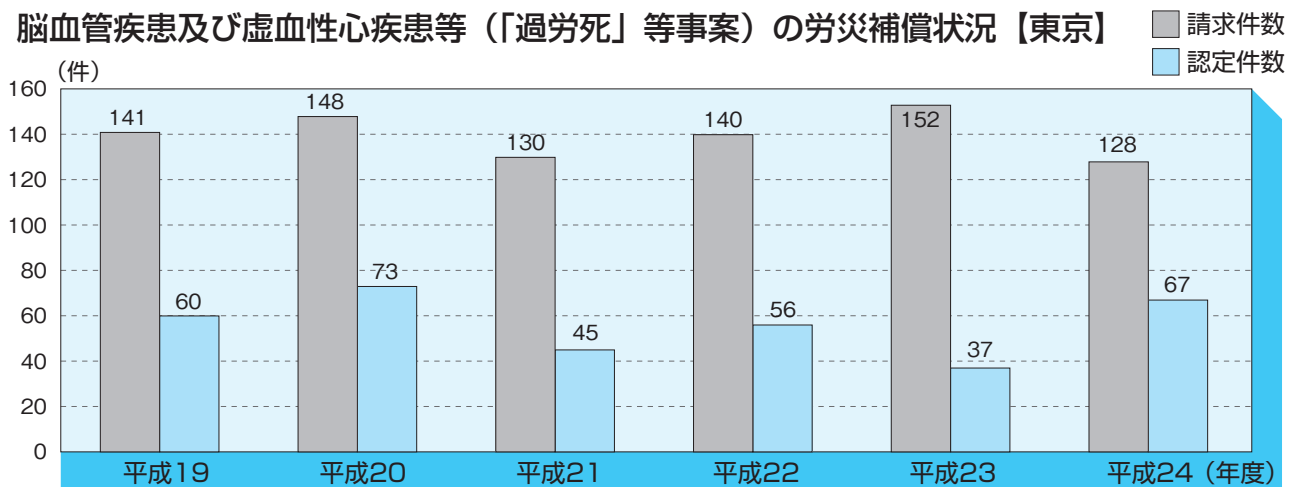
1. 脳・心臓疾患の労災補償状況

(1) 脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」等事案）の労災補償状況【全国】



注1：本グラフは、労働基準法施行規則別表第1の2第9号の「業務に起因することの明らかな疾病」に係る脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」等事案）について集計したものである。
 注2：認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

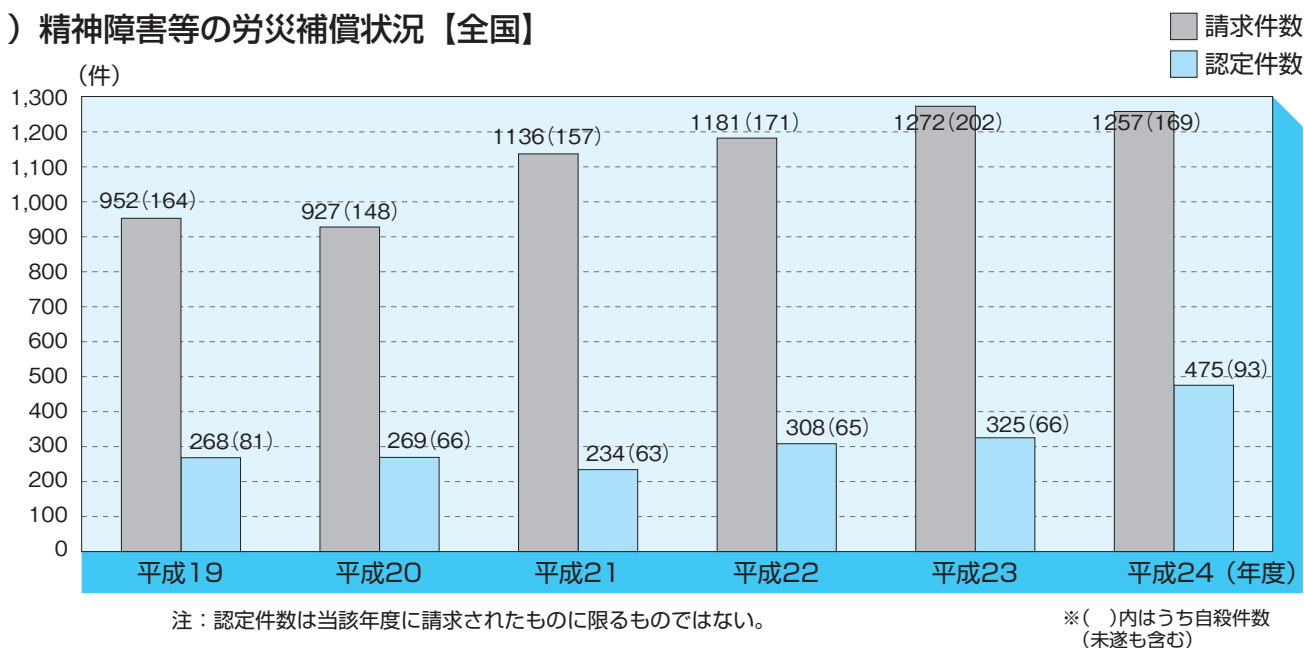
(2) 脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」等事案）の労災補償状況【東京】



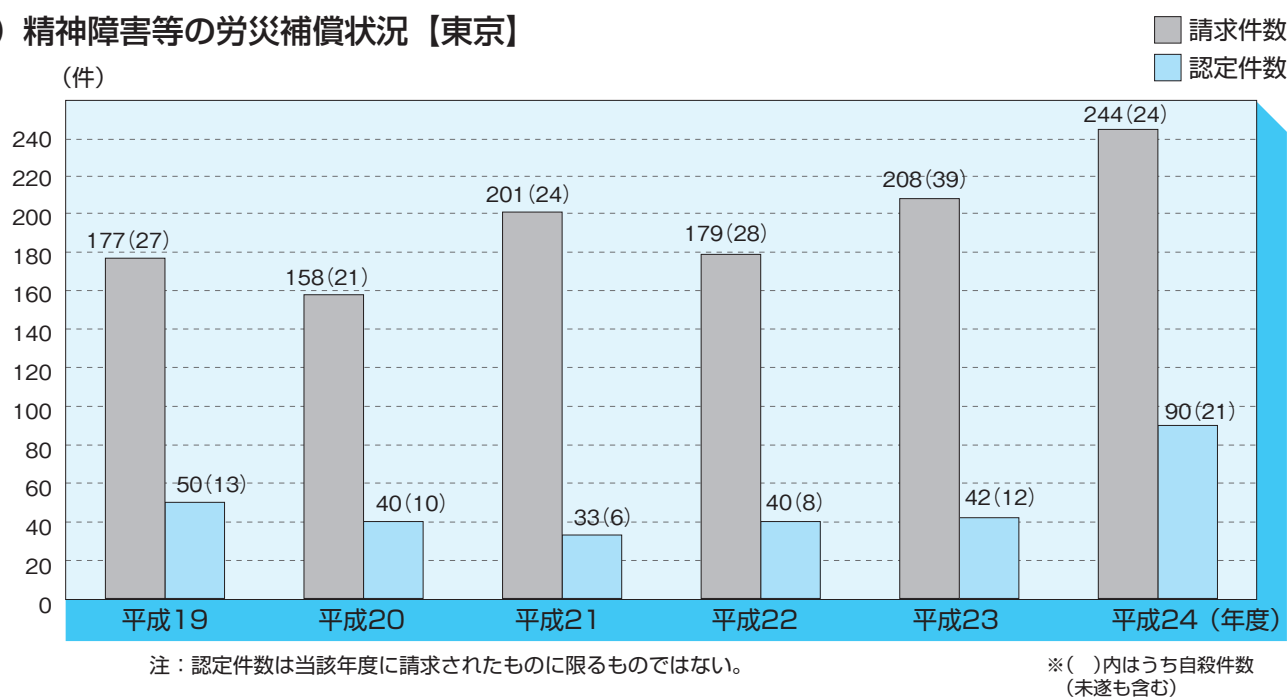
注：認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

2. 精神障害等の労災補償状況

(1) 精神障害等の労災補償状況【全国】



(2) 精神障害等の労災補償状況【東京】



15

東京の労働衛生関係災害発生事例（平成24年）

化学物質による中毒等

発生日	事業の種類	原因物質等	災害のあらまし
1月	製造業	塩酸ガス	事業場内において薬品を移送するためのポンプの管が装置から外れ、薬品（オキシ塩化リン）が体に付着し、薬品から揮発した塩酸のガスを吸引したものの。
3月	鉄骨・鉄筋 コンクリート造 家屋建築工事業	一酸化炭素	閉め切った空室店舗内で、コンクリート床面下のピット内の配管状態を確認するため、コンクリート床面をガソリンエンジンで駆動するコンクリートカッターで切る作業を行っていたところ、作業開始から約1時間後、作業員2名が意識もうろうとした状態で発見され救急車で搬送され、一酸化炭素中毒の診断を受けたもの。
4月	ビルメンテナンス業	塩素ガス（推定）	被災者は、手術室内汚染物処理室の流し台においてトイレ用酸性洗剤の容器の中身を同型の別のトイレ用酸性洗剤容器に注ぎ足したところガスが発生し、当該ガスを吸い込んだ被災者は、気分が悪くなりうずくまっていたところを他の作業員に発見されたもの。中身を注ぎ足した別の酸性洗剤容器の中には酸性洗剤ではなく、塩素系洗剤が入っていたと推定される。
5月	上下水道工事業	一酸化炭素	下水道工事において、人孔内部でヒューム管先端のはつり作業を2人1組で行っていた。内燃式エンジンカッターによりヒューム管を切断していた被災者が、作業を止めて地上に向かって人孔内ステップを昇り始めたところ、意識がもうろうとして下から3段目位から滑り落ちた。直ぐに、地上のマンホール脇で作業を見ていた相方などにより救助され、救急車で病院に搬送されたもの。診断名は一酸化炭素中毒であった。
8月	機械器具製造業	一酸化炭素	本社工場内にある低温室内において、労働者1名が清掃作業などの用途に使用する背負式ブロワー（送風機）の低温（-10℃）試験運転を行っていたが、その後、同僚の労働者が低温室の扉から上半身を出した状態で意識を失って倒れている当該労働者を発見した。被災者は直ちに救急車で病院へ搬送され、一酸化炭素中毒であったことが判明したものの。
8月	飲食店	一酸化炭素	飲食店において店舗内で焼き鳥用の窯の炭に火を点け、その後仕込み作業を続けていたところ、排気ダクトの電源を入れ忘れていたことから不完全燃焼となり、発生した一酸化炭素を吸入したため、カウンター内側の厨房内で意識を失って倒れ、これを発見した他の労働者が救急車を要請し、救出に当たっていたところ、同じく一酸化炭素中毒となったもの。
9月	その他の建築工事業	一酸化炭素	地下鉄駅手洗所改修工事現場で、地下2階の手洗所の二重床スラブ解体作業を当初電動式油圧クラッシャーを使用して作業していたが、作業がはかどらないため、ガソリンエンジン式の油圧ブレイカーを手配して作業を始めたところ、作業員1名が頭痛及び呼吸困難となり救急車で搬送され、運ばれた病院にて一酸化炭素中毒と診断されたもの。
12月	その他の建築工事業	一酸化炭素	マンションの改修工事現場において階段室の吹付塗装を1人で行っていたところ、吹付塗装に使用するエンジン式コンプレッサの換気不足が原因で一酸化炭素中毒となり死亡した。

熱中症

発生日	事業の種類	起因物	災害のあらまし
7月	飲食業	熱中症	店舗内キッチンで料理の準備作業、調理作業を行っていたところ、調理機器付近の気温が上がっていたため、体がフラフラし、めまいがしたため病院に搬送され、熱中症と診断された。
7月	警備業	熱中症	道路工事の警備業務に従事していた被災者が現場近くの公園で休憩していたところ、鼻血を出し嘔吐している状態で発見され、救急車で病院に搬送されたが死亡した。
7月	建設業	熱中症	35℃を超える気温の中で住宅のエアコン交換工事に従事した後、道具類の後片付け中に熱中症により意識を失い倒れた。
8月	運送業	熱中症	屋外で足場材の積み込み作業をしていたところ手が痙攣したため休憩を取っていたが、全身に痛みを感じたため病院に搬送され、熱中症による腎不全と診断された。
8月	卸売業	熱中症	事業所内（屋外）でトラックに荷を積み込む作業中に気分が悪くなり嘔吐したが、そのまま配達業務を行ったところ体中が痺れ嘔吐を繰り返した。

腰痛

発生日	事業の種類	起因物	災害のあらまし
1月	卸売業	負傷による腰痛	商品陳列のため得意先を訪問し、駐車場で車から台車を取り出そうとして前かがみで持ち上げたところ腰に負担がかかり激痛が走って動けなくなった。
6月	接客娯楽業	負傷による腰痛	店舗の喫煙所の吸い殻入れの清掃のため、吸い殻の入ったタンク（38kg程度）を移動させようとして持ち上げたところ腰を痛めた。
11月	保健衛生業	負傷による腰痛	老人介護福祉施設において利用者をベッドから車椅子に移すため、抱え上げた際、腰に激痛が走った。このため業務内容を変更して様子を見ていたが歩行も困難な状態となった。

感染症等その他

発生日	事業の種類	起因物	災害のあらまし
1月	旅行業	リケッチア症	海外旅行ツアーの添乗員としてアフリカの現地ホテルに宿泊中、虫に刺され感染した。
6月	保健衛生業	疥癬	病院において入院患者のリハビリ施術を行っていたところ患者が疥癬を発症しており、施術した当人も疥癬に感染したものの。
6月	保健衛生業	肝炎	病院において緊急手術を行った際、ごみ袋を片付けようとしたところ、ごみの中に入っていた注射針が指にささり、肝炎を発症したものの。

16

東京都地域産業保健センターと東京産業保健推進センター、メンタルヘルス対策支援センター

1 東京都地域産業保健センター（都内の18労働基準監督署（支署）圏域毎に設置）

労働安全衛生法では、常時50人以上の労働者を使用する事業場は、「産業医」を選任して健康管理等を行わせることとしています。50人未満の事業場には「産業医」の選任義務がありません。このため、50人未満の事業場の事業者及び労働者に対して産業保健サービスが提供されるよう、国は、都道府県労働局を通じて医師会等に委託をして、無料で以下の産業保健サービスが受けられるよう「地域産業保健センター」を設置しています。

産業保健サービスの内容

- 労働安全衛生法では、健康診断の結果「異常の所見のあった」労働者の健康保持のため、「医師の意見を聴くこと」が事業者に義務付けられています。
- 労働安全衛生法で規定されている健康診断項目で、血中脂質、血圧、血糖、尿中の糖、心電図の各検査項目に「異常の所見のあった」労働者の日常生活面での指導、健康情報の提供を行います。（保健指導）
- メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導を行います。
- 「長時間労働者に対する面接指導」を行います。

※ 地域産業保健センターの所在地、連絡先は、東京労働局ホームページをご覧ください。

2 独立行政法人 労働者健康福祉機構 東京産業保健推進センター

独立行政法人 労働者健康福祉機構 東京産業保健推進センターでは、勤労者の健康確保を図るため、産業医、保健師、衛生管理者等の産業保健スタッフなどへ窓口相談、研修、情報提供などの支援を無料で行っています。

※各分野に専門スタッフを置き、産業保健活動全般に関する相談に応じています。

区分	相談例
産業医学	職業性疾病の予防対策、職場巡視の方法、健康診断の事後措置等
メンタルヘルス	職場のメンタルヘルス対策の進め方
労働衛生工学	作業環境の維持管理と改善の方法
労働衛生関係法令	関係法令の解釈
カウンセリング	職場における指導・相談の進め方
保健指導	職場における保健指導の進め方

〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日本生命三番町ビル3F
(TEL) 03-5211-4480（ホームページ）<http://www.sanpo-tokyo.jp>

3 メンタルヘルス対策支援センター（東京産業保健推進センター内）

メンタル不調の予防から職場復帰支援まで、職場におけるメンタルヘルス対策についての総合支援窓口として、精神科医やカウンセラー等の専門家による相談対応、事業場に出向いての個別支援、メンタルヘルス対策に関する情報の提供などを行っています。

(TEL) 03-5211-4483（13時～17時）（FAX）03-5211-4485（24時間受付）
(Eメール) mentalshien@sanpo-tokyo.jp